

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「経営理念」および「行動憲章」に基づく持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、実効的なコーポレート・ガバナンスの確立が経営の重要課題であると考えており、【コーポレート・ガバナンス基本方針】のもと、その確立に取り組んでおります。

#### 【コーポレート・ガバナンス基本方針】

##### 1. 株主の権利・平等性の確保

株主の権利が実質的に確保されるよう適切に対応するとともに、議決権の行使など株主の権利行使が適切に行われる環境の整備を行ってまいります。また、株主の実質的な平等性を確保するため、十分な配慮をまいります。

##### 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上は、様々なステークホルダーとの適切な協働の結果であると認識し、「経営理念」および「行動憲章」のもと、ステークホルダーに配慮した経営を行ってまいります。

##### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

当社の財務情報および非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、任意開示による情報提供を積極的に実施してまいります。また、情報の開示・提供にあたっては、正確さと分かりやすさに配慮してまいります。

##### 4. 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を負っていることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、その役割・責務を適切に果たしてまいります。また、監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を負っていることを踏まえ、独立した客観的な立場から判断を行い、その役割・責務を適切に果たしてまいります。

##### 5. 株主等との対話

株主を含む投資家との良好な関係を構築するとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため建設的な対話を実施してまいります。この対話により把握された株主の意見・懸念については経営に反映してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

#### 【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

##### 【補充原則4-2(1)】

当社は、現在 中長期的な業績連動報酬や自社株報酬を導入しておりませんが、今後、当社の経営目的に沿った報酬制度のあるべき姿について、慎重に検討を続けてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、中長期的な取引関係の維持・強化を目的としており、取締役会は保有の必要性・合理性についての検証を行っております。

また、政策保有株式に係る議決権行使は、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するか否かを総合的に判断し実施しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が取締役との間で利益相反取引を行う場合、「取締役会規則」に基づき、取締役会にて承認を得ることとしております。取締役会での承認後、実行された利益相反取引は取締役会へ報告されます。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社の「経営理念」、「行動憲章」および「中期経営計画」をホームページに掲載しております。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1の1. 基本的な考え方」に記載しております。

##### (3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・当社の経営陣幹部・取締役の基本報酬は、固定報酬と前年度の当期純利益を基準とする業績連動報酬により構成されております。

・各取締役の報酬額は、株主総会の決議により決定された取締役報酬総額の限度内において、取締役会から一任された代表取締役社長が、一定基準をもとに決定しておりますが、代表取締役社長は、各取締役の報酬額を決定する前に独立社外取締役の意見を確認しております。

##### (4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

・経営陣幹部の選任と取締役候補の指名は、様々な専門的知識・経験・能力を有する者から、経営陣・取締役会全体としての多様性やバランスを考慮し、経営陣幹部・取締役としての役割・責務を適切に実行できる者を総合的に判断し決定しております。

・監査役候補の指名は、財務・会計に関する知見を有する者を含め、様々な専門的知識・経験・能力を有する者から、監査役としての役割・責務を適切に実行できる者を総合的に判断し決定しております。

・経営陣幹部の選任、取締役候補・監査役候補の指名は、代表取締役社長から取締役会に提案され、取締役会で決定しておりますが、代表取締役社長は取締役会へ提案する前に独立社外取締役の意見を確認しております。

なお、監査役候補の指名は、監査役会の同意を得たうえで取締役会に提案されております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

・取締役・監査役候補の略歴および取締役・監査役候補者とした理由については、株主総会招集通知に記載しております。

・社外取締役・社外監査役については、本報告書「2の1. 機関構成・組織運営に係る事項」に選任理由を記載しております。

〔原則4-1 取締役会の役割・責務(1)〕

〔補充原則4-1(1)〕

取締役会は、会社法第362条および「定款」で定められた事項のほか、「取締役会規則」で決議事項とされている事項を決議しております。その他の事項については代表取締役社長をはじめとする経営陣が職務を執行しております。

〔原則4-8 独立社外取締役の有効な活用〕

当社では、独立社外取締役に期待される役割・責務を発揮するに必要な経験と知見を有する、独立社外取締役に2名選任しております。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社では、会社法が定める社外取締役の要件、東京証券取引所の定める独立役員の要件および当社独立性判断基準を満たし、独立社外取締役に期待される役割・責務を発揮するに必要な経験と知見を有する者を、独立社外取締役として選定しております。

当社独立性判断基準については、本報告書「2.1. [独立役員関係]」に記載しております。

〔原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件〕

〔補充原則4-11(1)〕

当社の取締役候補は、様々な専門的知識・経験・能力を有する者から、取締役会全体としての多様性やバランスに配慮し選任しております。また、社外取締役候補は、豊富な経験と高い見地に基つき、取締役会において監督機能、助言機能を発揮できる者を選任しております。

取締役の人数は取締役会が有効に機能する規模として9名を選任しており、内2名が独立社外取締役であります。

〔補充原則4-11(2)〕

取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任している状況は、有価証券報告書等で開示しております。

〔補充原則4-11(3)〕

全ての取締役および監査役を対象としたアンケートに基づき、取締役会において、平成28年度に開催された取締役会の実効性に関する自己評価を実施しました。

自己評価の概要は「相対的に低い評価項目もあるものの取締役会の実効性は確保されている」であります。昨年の指摘事項は改善が図れており、引き続き、定期的な自己評価を実施し、取締役会の実効性をさらに高めてまいります。

〔原則4-14 取締役・監査役のトレーニング〕

〔補充原則4-14(2)〕

取締役・監査役として必要な知識を取得させるため、各取締役・監査役の知見・経験・要望に応じて、社内専門家によるトレーニングや会社が費用負担する外部セミナーへの参加を実施しております。

社外取締役・社外監査役の就任時には、当社の事業内容や経営課題等を説明し、就任後も工場等の事業所を視察するなど継続的な対応を実施しております。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

〔株主等との対話に関する方針〕

1. 株主を含む投資家との対話は、管理本部長が統括し、担当部署である管理本部総務部が経営戦略企画本部企画部等社内各部門との連携を図りつつIR活動を実施する体制としております。

2. 決算説明会および中期経営計画説明会を機関投資家向けに開催し、代表取締役社長が説明するとともに、説明会資料を当社ホームページで公表いたします。

3. 機関投資家等との個別面談を積極的に実施いたします。個別面談等について株主等から要望がある場合、合理的な範囲で、代表取締役社長または管理本部長が対応いたします。

4. 当社ホームページ、アニュアルレポート、株主通信、株主総会招集通知等を通じて、積極的な情報提供を実施いたします。

5. 株主等との対話により把握された意見等については、株主等との対話を管理本部長から取締役会へ適切に報告いたします。

6. 株主等との対話にあたっては、当社の定める「内部情報管理規則」に従い、インサイダー情報の厳正な管理を徹底いたします。

2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称                                                           | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                          | 1,800,700 | 3.23  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE NV101<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | 1,693,500 | 3.04  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                    | 1,384,228 | 2.49  |
| 旭ダイヤモンド社員持株会                                                     | 1,370,471 | 2.46  |
| ユニオンツール株式会社                                                      | 1,310,332 | 2.35  |

|                                                                    |           |      |
|--------------------------------------------------------------------|-----------|------|
| 三井住友信託銀行株式会社<br>(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)                       | 1,270,000 | 2.28 |
| GOVERNMENT OF NORWAY<br>(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)                   | 1,247,200 | 2.24 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) | 1,174,000 | 2.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                                         | 1,099,100 | 1.97 |
| 日本生命保険相互会社<br>(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)                           | 1,039,105 | 1.87 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | —— |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明

更新

平成29年3月16日付で日本バリュー・インベスターズ株式会社から、平成29年3月21日付で株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成29年6月20日付でミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシーから、平成29年6月21日付で三井住友信託銀行からそれぞれ大量保有報告書(変更報告書)の提出がありました。

3. 企業属性

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部          |
| 決算期                 | 3 月             |
| 業種                  | 機械              |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上         |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社以上50社未満      |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 9 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小山 修  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 永田 新一 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

更新

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                          |
|-------|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小山 修  | ○    | ——           | 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し選任しております。<br>また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。   |
| 永田 新一 | ○    | ——           | 銀行出身者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社取締役として適任であると判断し選任しております。<br>また、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 |

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する<br>任意の委員会の有無 | なし |
|--------------------------------|----|

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名    |
| 監査役の人数     | 3 名    |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人として、あると築地有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法と金融商品取引法に基づく監査を受けております。内部監査においては、内部監査委員会のスタッフ、監査役および会計監査人が、相互連携した監査活動を行っております。さらに、監査役と会計監査人は、定期的に監査方針、監査方法、監査結果等について報告会を開催し、相互理解に努めております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 2 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名    |

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 大高由紀夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 川嶋 誠人 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目  
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名    | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                 |
|-------|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大高由紀夫 | ○        | ――           | 銀行出身者としての豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社監査役として適任であると判断し選任しております。 |
| 川嶋 誠人 | ○        | ――           | 銀行出身者としての豊富な業務経験と幅広い見識、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に求められる役割・責務の発揮が期待できるため、当社監査役として適任であると判断し選任しております。 |

## 【独立役員関係】

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 4名 |
|---------|----|

### その他独立役員に関する事項

1. 独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指名しております。
2. 当社の独立性判断基準  
当社は、社外取締役および社外監査役の独立性について、以下の項目のいずれにも該当しない者を、当社にとって独立性を有すると判断します。  
(1)当社の議決権を実質的に10%以上保有する主要株主に所属している者。  
(2)当社が議決権を実質的に10%以上保有する会社に所属している者。  
(3)当社の前年度連結売上高の3%以上を占める取引先に所属している者。  
(4)取引先の前年度連結売上高の3%以上を当社が占める取引先に所属している者。  
(5)当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者。  
(6)前年度に当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該金銭等を得ている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者)。  
(7)前年度に当社から年間1,000万円以上の寄付を受けている法人に所属する者。  
(8)過去3年間に於いて上記(1)から(7)のいずれかに該当する者。  
(9)上記(1)から(8)の配偶者または二親等以内の親族。

## 【インセンティブ関係】

|                           |              |
|---------------------------|--------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入 |
|---------------------------|--------------|

### 該当項目に関する補足説明

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されております。なお、業績連動報酬は、前年度の当期純利益を基準として各取締役の報酬額を決定しております。

|                 |  |
|-----------------|--|
| ストックオプションの付与対象者 |  |
|-----------------|--|

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

### 該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。  
当期においては、該当者はありません。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の基本報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成され、株主総会の決議により、取締役の報酬総額の最高限度額を年額450百万円(ただし、使用人分給与は含まない。)と決定しております。また、当社の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬等の額は取締役会により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対して、会社経営上・監査業務遂行上の情報を随時提供するとともに、取締役会及び監査役会の検討テーマについても事前に情報を提供しています。  
また、監査役会のもとに、監査役室(兼任スタッフ4名)を設置し、監査役監査の補佐を行える体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役設置会社であります。当社は法定の機関として、株主総会、取締役及び取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を設置しております。

なお、当社の取締役は9名中2名が社外取締役であり、監査役3名中2名が社外監査役であります。

取締役は、取締役会において経営に関する重要事項の意思決定を行うとともに、取締役会後に行われる役員会に出席し、決定された事項の指示や事業の執行状況の監督を行っております。また年2回、全社会議を開催し、経営の基本方針の周知徹底を図っております。監査役は、監査基準に基づき取締役会及び役員会など重要な会議に出席し、提言・助言をするなど取締役への職務遂行の監査を行うほか、本社、支店及び工場での監査を積極的に行っております。

また、会計監査人には正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から会計監査を受け、顧問弁護士には、法律上の判断を必要とする場合に適時アドバイスを受けております。当社は、会計監査人として、あると築地有限責任監査法人と監査契約を結んでおります。

なお、直近事業年度(平成29年3月期)の会計監査業務を執行した公認会計士は、加藤且行、厚海英俊及び神山敏蔵の3氏で、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名であります。

当社と取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、損害賠償責任の限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等を除く)及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、事業年度ごとの経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年としております。

また、社外取締役2名、社外監査役2名の全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ており、経営の透明性や公平性の確保、及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。以上のことにより、コーポレート・ガバナンス体制は機能していると考えております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                                      | 補足説明                                                           |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                        | 平成29年6月27日開催の株主総会招集通知は、6月2日からTDnet及び当社HPにおいて公表し、6月7日に発送いたしました。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                      | 多くの株主の方に出席頂ける様、集中日を避け、6月27日に開催いたしました。                          |
| 電磁的方法による議決権の行使                                       | インターネットによる議決権行使を可能にしております。                                     |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>向上に向けた取組み | 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。                          |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                      | 招集通知及び株主総会参考書類を英文で提供しています。                                     |

### 2. IRに関する活動状況 更新

|                         | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                       | 代表者<br>自身に<br>よる説<br>明の有<br>無 |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 決算発表後、半期に1回(5月・11月)決算説明会を開催しています。                                                                                                                                                                                                                          | あり                            |
| IR資料のホームページ掲載           | <a href="http://www.asahidia.co.jp/news.shtml#ir">http://www.asahidia.co.jp/news.shtml#ir</a> 決算短信、決算説明会資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、報告書(株主のみなさまへ)、有価証券報告書、Annual Report、適時開示資料等を掲載しています。<br>株主総会招集通知および参考資料、決算短信概要、Annual Report、決算説明会資料、中期経営計画資料については英文も掲載しています。 |                               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | IR担当部署 総務部、IR担当役員 取締役管理本部長、IR事務連絡責任者 総務課長                                                                                                                                                                                                                  |                               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 「行動憲章」として、ステークホルダー(顧客、株主・投資家、サプライヤー、社員、社会等)に対する姿勢を規定し、従業員に周知するとともに、ホームページに掲載しています。<br><a href="http://www.asahidia.co.jp/co_cpac.shtml">http://www.asahidia.co.jp/co_cpac.shtml</a>                          |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 平成16年1月に、ISO-14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、環境保全活動を推進しています。                                                                                                                                                        |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 「行動憲章」の「2. 株主・投資家に対する姿勢」として、下記のとおり規定しています。<br>・私たちは、積極的に企業情報を開示して、透明性の高い経営を目指します(経営の透明性)<br>・私たちは、企業活動の説明責任を負い、その理解を促進します(説明責任)<br>また情報開示委員会を設置し、情報の収集・管理を組織として統一的・迅速に行える体制を整え、外部に発信する情報を適時適切に開示できるよう努めています。 |
| その他                          | 現在、女性の役員はおりません。                                                                                                                                                                                              |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- (1) 当社は、「経営理念」「行動憲章」「コンプライアンスの具体例」をまとめた「旭ダイヤ行動指針」を制定し、取締役及び使用人に対して法令順守の周知徹底を図ります。
- (2) 当社は、内部統制システム全体を統括し、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、この下部組織に「情報開示委員会」「コンプライアンス委員会」「内部監査委員会」「個人情報保護委員会」の4つの組織を設け、法令・定款に適合した体制の確保を図ります。
- (3) 当社は、コンプライアンスに関する内部通報制度として、社内と社外の「ヘルプライン窓口」を整備し、コンプライアンス体制を強化します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会規則、稟議規程等に基づき、文書並びに電磁的に記録し、保存期間を定め適切に保存します。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの記録を随時閲覧可能とします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「コンプライアンス委員会」及び「内部監査委員会」は、リスク管理の状況を監査するとともに、「内部統制委員会」等にて、その内容を定期的に報告します。
- (2) 「情報開示委員会」及び「個人情報保護委員会」は、情報漏えい等の事故防止に努めるほか、環境、品質、安全、ブランド等のリスクについても、それぞれ所管する関係部署等がリスク管理を行います。
- (3) 当社は、災害や事故等の不測の事態が発生した場合に、当社の事業を早期に再開・継続する事を目的として、事業継続マネジメント(BCM)を整備します。
- (4) 当社は、重要な法的判断及びコンプライアンスに関する事項について、顧問弁護士に相談し、必要な検討を行います。

4. 当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われる事を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を行うとともに、個々の取締役の職務遂行の監督を行います。
- (2) 当社は、取締役会終了後に執行役員及び国内子会社取締役社長を加えた役員会を開催し、意思決定の周知徹底を図ります。
- (3) 当社は、定期的に全社会議を開催して販売目標を立案し、それをもとに生産会議を行い、目標達成のための戦略を策定し、実現に向けた施策を決定します。
- (4) 当社は、執行役員制度を導入し、経営と業務執行の役割分担を明確にし、業務執行の適正化を図り、経営の迅速化を図ります。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、原則、各子会社においては、自主的に経営を行う事を基本方針としますが、「子会社管理規程」に基づき、重要事項については、子会社の取締役及び監査役等から当社の所管部署を通じて、取締役会の承認又は稟議書による決裁を受けるか、もしくは事前報告を行う事を義務付けます。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役又は監査役等に就任させ、子会社のリスク管理をサポートします。また、当社の「内部監査委員会」による子会社各社の内部監査において、リスク管理の状況を監査します。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われる事を確保するための体制

子会社の取締役又は監査役等に就任した当社の取締役又は使用人は、子会社の効率的な業務運営を図ります。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は使用人を子会社の取締役又は監査役等に就任させ、子会社における法令及び定款に適合する業務運営を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役職務補助のために、監査役会のもとに監査役室を設置し、監査役職務を補助すべき使用人を選任し、監査役及び監査役会の業務の支援を行います。

7. 当社の監査役職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役職務を補助する使用人は、取締役の管轄外となり指示命令を受けないものとします。

(2) 当社の監査役は、当社の監査役職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保するため、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮監督し、当該使用人は、監査役の指揮監督に服します。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした事を理由として不利な取り扱いを受けない事を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重大事項、内部監査の実施状況、内部通報制度(ヘルプライン)の状況、その他監査役がその職務の遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う事とします。

(2) 当社は、上記(1)に従い、監査役への報告をした当社及び子会社の取締役及び使用人に対して、当該報告をした事を理由として不利な取り扱いを行う事を禁止します。

9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等については、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の支払を行います。

10. その他当社の監査役監査が実効的に行われる事を確保するための体制

監査役は、必要に応じ取締役会、役員会等重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める事により、実効的な監査体制の構築を図ります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する旨を「行動憲章」に規定し、ホームページに掲載するとともに、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が協力して組織的に対応する。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

当社および子会社の経営に関する重要な事項は、当社各部門および子会社から担当役員を通じ、代表取締役社長に報告される体制をとっております。なお、当社は役員が主要な子会社の役員を兼務しており、子会社に係る情報を逐次把握できる組織となっております。

また当社は、会社情報の収集・管理を組織として統一に行い、適時適切な開示をすることを目的として、内部統制委員会の下に情報開示委員会を設置しております。

同委員会は、情報取扱責任者である取締役管理本部長を委員長として、総務部・経理部・企画部などの社内複数部門のメンバーで構成しており、集約した情報を関係法令や東京証券取引所の適時開示規則等に照らして、開示の要否、時期等について協議・検証しております。さらに必要に応じて弁護士等の外部専門家の意見を加えた上で、情報取扱責任者に報告いたします。

なお、開示前のインサイダー情報は、社内規程で「内部情報管理および内部者取引(インサイダー取引)規制に関する規則」を定め、情報管理を徹底しております。

